

委員会提出第2号議案

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月26日提出

豊岡市議会議長 松 井 正 志 様

提出者 豊岡市議会議会運営委員会
委員長 浅 田 徹

(理由)

議員定数の減員に伴い、常任委員会の委員の定数を減員するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊岡市議会委員会条例（平成17年豊岡市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第3号中「8人」を「7人」に改め、同項第4号中「23人」を「21人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

豊岡市議会委員会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

文教民生委員会、建設経済委員会及び予算決算委員会について、委員の定数を減員すること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、令和7年11月1日から施行すること。

豊岡市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに常任委員の所属） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 ただし、総務委員会、文教民生委員会及び建設経済委員会の所管は、 予算決算委員会の所管に係るものを除く。 (1) 略 (2) 文教民生委員会 <u>8人</u> ア～カ 略 (3) 建設経済委員会 <u>8人</u> ア～オ 略 (4) 予算決算委員会 <u>23人</u> 一般会計の予算及び決算に関する事項 2～4 略	（常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに常任委員の所属） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 ただし、総務委員会、文教民生委員会及び建設経済委員会の所管は、 予算決算委員会の所管に係るものを除く。 (1) 略 (2) 文教民生委員会 <u>7人</u> ア～カ 略 (3) 建設経済委員会 <u>7人</u> ア～オ 略 (4) 予算決算委員会 <u>21人</u> 一般会計の予算及び決算に関する事項 2～4 略